

空家等対策事業について

芽室町においても人口の減少や少子高齢化により空家等の増加が予測されることから、空家等の実態を調査し、適切な管理及び利活用に関する対策を総合的かつ計画的に進めることで、防災・防犯性の向上、衛生環境や景観の保全を図り、町民が安全で安心して暮らせることができるまちづくりを推進するため「芽室町空家等対策計画」を策定しました。

1 空家等対策計画策定後の取組状況

空家等の発生抑制

- ・適切な管理の必要性、相続登記の義務化、相談窓口の設置の周知をホームページや広報誌10月号への掲載実施
 - ・空き家関係相談件数 令和6年4月～9月末 3件
 - 内容 (1) 相続後に家を壊して売りたい
 - (2) 空き家の物件情報があれば紹介してほしい
 - (3) 不動産業者に空き家と土地の売却をお願いしているが買い手がなかなかつかない
- 対応 (1) 及び (2) については、「めむろ住宅情報協会」に相談していただくよう紹介した。(3) については魅力創造課と協力し利活用の可能性も含め検討をすることとした。

空家等の有効活用

相談内容が空家の活用・流通を希望する場合は魅力創造課への相談や「めむろ住宅情報協会」を紹介し活用や流通を促進し地域活性化を図る。

管理不適切な空家等の解消

- ・特定空家等の認定及び指導件数 0件
- ・芽室町特定空家等除却補助金の創設
交付要綱・申請書等様式・A4版パンフレットを作成
町が「特定空家等」、「不良住宅」に認定したもので各諸条件をクリアした建物が対象。補助金の相談・申請件数 0件

2 今後予定している取組

- (1) 計画策定時に確認された回答空家戸数42戸のうち解体済みの3戸を除く39戸の現状を現地確認する。確認後、建築部材の飛散等周囲に影響を及ぼすと思われる建物が発見された場合は、所有者に対し適正な維持管理依頼の通知を送付する。
- (2) 今後も適正な維持管理について啓発等を実施していく。
広報誌やホームページで周知・啓発を図っていく。